

2024年6月3日

各位

株式会社 鳥取銀行

贈与専用口座の開設にかかる手数料の新設について

株式会社 鳥取銀行（頭取 入江 到）は、2024年8月1日（木）より新たに口座開設に関わる手数料を導入いたしますので、お知らせいたします。

当行では今後も引き続き、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

贈与税の非課税措置の適用商品である以下の口座に関し、事務負担等を考慮し、口座開設手数料を新設いたします。

対象口座	2024年8月1日（木）以降に新規開設する以下の口座 ・とりぎん教育資金贈与専用口座（*1） ・とりぎん結婚・子育て資金贈与専用口座（*2）
手数料額	・1口座110,000円（税込）
手数料の取扱い	〔新規口座開設時〕 ・現金または口座からの振替によりお支払いいただきます

（*1）受贈者（お孫さま等）が、贈与者（祖父母さま等）より教育資金として贈与された資金を、受贈者の名義の対象口座にお預入れした場合、実際に教育資金として支払われた資金（最大1,500万円まで）が非課税となります。

（*2）受贈者（お孫さま等）が、贈与者（祖父母さま等）より結婚・子育て資金として贈与された資金を、受贈者の名義の対象口座にお預入れした場合、実際に結婚・子育て資金として支払われた資金（最大1,000万円まで）が非課税となります。

以上

【本件に関するお問合せ先】
地域戦略部（齋藤） ・ 経営統括部（片寄）
TEL 0857-37-0248・0260